

(添付書類四)

添付書類四 変更に係る加工施設を設置しようとする場所の中心から五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図を以下のとおり補正する。

ページ	行	補正前	補正後
—	—	添付書類四を右記のとおり変更する。	別紙－１のとおり変更する。



別添一 4

添付書類四

変更に係る加工施設の設置の場所の中心から  
五キロメートル以内の地域を含む縮尺五万分の一の地図



敷地

測量法に基づく国土地理院長承認 (複製)  
R 1Jhf 1445  
本製品を複製する場合には、国土地理院の  
長の承認を得なければならない。

1:50,000

